

令和3年9月3日三春町議会定例会9月会議を三春町議会議場に招集した。

1 応招議員・不応招議員

1) 応招議員（16名）

1番 本田 忠良	2番 橋本 善次	3番 井上 聡
4番 新田 信二	5番 山崎 ふじ子	6番 鈴木 利一
7番 佐藤 一人	8番 三瓶 文博	9番 松村 妙子
10番 篠崎 聡	11番 佐久間 正俊	12番 橋本 善一郎
13番 影山 常光	14番 陰山 丈夫	15番 影山 初吉
16番 佐藤 弘		

2) 不応招議員（なし）

2 会議に付した事件は次のとおりである。

議案第41号 財産の無償譲渡について

議案第42号 三春町旧庁舎解体工事請負契約について

議案第43号 三春町個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第44号 三春町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第45号 田村広域行政組合規約の変更について

議案第46号 令和3年度三春町一般会計補正予算（第2号）について

議案第47号 令和3年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第48号 令和3年度三春町病院事業会計補正予算（第2号）について

議案第49号 令和2年度三春町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議案第50号 令和2年度三春町宅地造成事業会計剰余金の処分について

同意第2号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

認定第1号 令和2年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 令和2年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 令和2年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 令和2年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 令和2年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 令和2年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 令和2年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について

認定第8号 令和2年度三春町水道事業会計歳入歳出決算認定について

認定第9号 令和2年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について

認定第10号 令和2年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について

《議員提出議案》

発議第10号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について

令和3年9月3日（金曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 本田 忠 良	2番 橋 本 善 次	3番 井 上 聡
4番 新 田 信 二	5番 山 崎 ふじ子	6番 鈴 木 利 一
7番 佐 藤 一 八	8番 三 瓶 文 博	9番 松 村 妙 子
10番 篠 崎 聡	11番 佐久間 正 俊	12番 橋 本 善一郎
13番 影 山 常 光	14番 陰 山 丈 夫	15番 影 山 初 吉
16番 佐 藤 弘		

2 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局 長	永山 晋	書記	橋本 和宜
		書記	林 有希奈

3 地方自治法第 121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	坂 本 浩 之
副 町 長	佐 藤 知 憲

総 務 課 長	宮 本 久 功	財 務 課 長	菊 田 誠 子
企 画 政 策 課 長	渡 辺 淳	住 民 課 長	遠 藤 信 行
税 務 会 計 課 長	荒 井 公 秀	保 健 福 祉 課 長	佐久間 美代子
子 育 て 支 援 課 長	影 山 清 夫	産 業 課 長	嶋 原 健 二
建 設 課 長	新 野 恭 朗	企 業 局 長	大 内 広 三
教 育 長	添 田 直 彦	教 育 次 長 兼 教 育 課 長	本 間 徹
生 涯 学 習 課 長	藤 井 康		

農 業 委 員 会 会 長	松 崎 正 夫
---------------	---------

代 表 監 査 委 員	鈴 木 輝 夫
-------------	---------

4 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和3年9月3日（金曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議日程の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案の提出
- 第 5 町長挨拶並びに提案理由の説明
- 第 6 議員提出議案の趣旨説明
- 第 7 議案の質疑
- 第 8 監査報告
- 第 9 議案の委員会付託

第10 陳情事件の委員会付託

第11 報告事項

5 会議次第は次のとおりである。

(開会 午前10時00分)

…………… 開議宣言 ……………

○議長 おはようございます。

○議長 ただ今出席している議員は16名であります。したがって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しており、会議は成立しました。

○議長 ただ今から、令和3年三春町議会定例会9月会議を開きます。
それでは、脱衣を許します。

○議長 お諮りします。本会議の議事日程は掲載した令和3年三春町議会定例会9月会議議事日程のとおりとすることに異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。
よって掲載の議事日程のとおり決定しました。

…………… 会議録署名議員の指名 ……………

○議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、4番新田信二議員、5番山崎ふじ子議員の両名を指名します。

…………… 会議日程の決定 ……………

○議長 日程第2、会議日程の決定を議題とします。
お諮りします。
定例会9月会議の日程は、本日より9月14日までの12日間としたいと思いますが、異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。
よって、定例会9月会議の日程は、本日より9月14日までの12日間とし、掲載した会議日程のとおりとすることに決定しました。

…………… 諸般の報告 ……………

○議長 日程第3、諸般の報告をします。
地方自治法第121条第1項の規定に基づき、本日の執行側からの出席者は、掲載してある届出の写しのとおりであり、議場の席次については、掲載してある「議場席次図」のとおりです。
また、出納検査の結果について、監査委員より、令和3年度第3回、第4回、第5回の出納検査報告がありましたので、その写しを掲載しておきましたから、了承願います。

…………… 議案の提出 ……………

○議長 日程第4、議案の提出を行います。
提出議案は、掲載した議案第41号「財産の無償譲渡について」から、議員提出議案発議第10号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について」までの23議案です。

…………… 町長挨拶並びに提案理由の説明 ……………

○議長 日程第5、町長挨拶並びに提案理由の説明を求めます。

坂本町長。

○町長 おはようございます。定例会9月会議が開会されるにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

はじめに、毎年のように発生する自然災害についてであります。

7月には、東海地方から関東地方南部を中心に記録的な大雨となり、静岡県熱海市では大規模な土石流が発生し、多くの住宅などが巻き込まれました。

8月には、西日本を中心に非常に激しい雨が降り、特に九州北部や中国地方では線状降水帯が発生し、広島市では大雨特別警報が発令されたところです。

こうした災害により、お亡くなりになりました方々に対し、謹んで哀悼の意を表しますとともに、ご家族の皆様方には、心からお悔やみを申し上げます。また、被害にあわれた全ての方々に心よりお見舞いを申し上げます。

近年、こうした経験則を越える大規模な自然災害が発生し、命を守るための素早い行動が求められる状況となっており、市町村の責任も大きくなっているものと感じています。

町では、こうした状況に対応していくため、気象情報や雨量などの情報をリアルタイムに住民に提供していくための実証事業に取り組んでおり、今後も、国・県の河川・砂防部局や気象台との連携を密にしたなかで、自然災害への備えにつなげて参りたいと考えております。

町民の皆様におかれましても、これまでどおり、「自らの命は自らが守る」という認識のもと、気象庁や町が発信する情報を積極的に収集するとともに、早めの避難行動を起こしていただきたいと思っております。

次に、新型コロナウイルス感染症についてですが、国の緊急事態宣言が再び出され、県独自の非常事態宣言が発令される中、連日新規感染者数の報告に、危機感が募る状況であります。

町では、5月から町内の医療機関の医師をはじめ看護師、薬剤師、ボランティア等多くの方々のご協力をいただき、65歳以上の方から接種を開始し、8月末現在で87.8%が2回接種を完了しました。また、65歳未満の方を含めた町民全体の接種率は75.6%となりました。

しかしながら、変異株の流行により第5波の感染拡大の収束が見えず、町内でも多くの陽性者の報告が聞かれます。先が見えない不安や閉塞感などを感じる町民の方もおられるかと思いますが、町としても希望者のワクチン接種を早期に完了するとともに、今後の状況の変化に合わせ、迅速な対応に努めて参ります。引き続き、町民の皆様には一人一人自分にできる感染防止対策の徹底をお願いしたいと考えております。

次に東京オリンピック・パラリンピックについてであります。

三春町から、オリンピックとパラリンピックを同時に輩出したことは、大変名誉なことであり、コロナ禍であっても、町民に明るいニュースを届けてくれました。

オリンピックである近内三孝選手やパラリンピックである橋本勝也選手に対し、出身中学校や高校の生徒から、また、地元の皆様などから、温かい応援メッセージなどが数多く寄せられ、大会前に両選手に届けさせていただいたところです。

先日は、重量挙げ67キロ級に出場し、7位入賞を果たした近内三孝選手が役場を訪問され、町民の皆様からの応援メッセージが届き、あらためて、世界選手権などとは違い、オリンピックに出場する意味を感じたと述べていました。

また、車いすラグビーに出場した橋本勝也選手は、予選と準決勝のイギリス戦に出場し、体格が上回る相手選手との激しい接触や豊富な運動量を活かした得点など、献身的なプレーで銅メダル獲得に貢献したところです。

両選手とも、次のパリで開催されるオリンピック・パラリンピックの出場に向けて頑張っていくとのことですので、今後も応援して参りたいと考えております。

次に第62回福島県農業賞についてであります。

狐田地区の影山明夫さん、清江さん夫妻が、葉タバコ栽培における機械化や土壌改良、共同育苗などの活動が認められ、農業経営改善部門での農業賞受賞となりました。

これまでの地域農業をけん引されたことに対して、あらためて、敬意を表するとともに、お祝いを申し上げたいと思います。

それでは、昨年度策定いたしました第7次長期計画後期基本計画に基づき、令和2年度に取り組んだ主な施策などについて説明いたします。

目標1の「誰もが安全安心に暮らせるまちづくり」への取組みについて、

震災関連事業では、町内6カ所の仮置き場から、全ての除染廃棄物の搬出が終了しました。今後、跡地利用計画を踏まえた原状回復工事を行う予定であります。また、風評被害払拭への取組みとして、食品等放射能測定事業などを継続して行いました。

このほか、地域防災力強化のため、三春町国土強靱化地域計画を策定し、三春分団第2部屯所の新築や要田地区の消防防災センター化を進めるとともに、消防自動車の配備や防火水槽の修繕工事を行いました。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、旧葛尾村サポートセンターを福祉避難所として整備するとともに、地区集会所やまちづくり協会へ感染対策用品の配布を行いました。

交通安全・防犯対策として、自動車の速度抑制などを目的とした「ゾーン30」対策工事、カーブミラーやLED防犯灯の設置、修繕などを行いました。

次に目標2の「住みよい美しい環境で暮らせるまちづくり」への取組みであります。

幹線道路網の整備や道路維持補修のため、町道南原芹ヶ沢込木線ほか7路線の改良及び舗装補修等工事を行い、住環境整備のため生活道路整備事業助成金を15地区に交付いたしました。老朽化した橋梁対策として三春西大橋及び雲露木橋の補修工事に着手し、さらに町道に架かる橋梁80橋のうち26橋の点検事業を実施いたしました。

公共交通対策としては、スクールバス一般利用者混乗の試行運行を本格運行に切り替え、地域コミュニティ事業との連携を図りながら、町営バスの利便性向上に努めております。

また、子育て世代や若者の定住促進を目的に分譲開始した平沢四合田住宅団地は、全29区画中モデル住宅を除く24区画全ての売買契約をいただきました。

目標3は「豊かな心と文化を育むまちづくり」への取組みであります。

子育て支援分野においては、「三春町認定こども園整備基本構想」を策定し、岩江地区に整備する認定こども園の建設予定地や計画規模などの検討を行うとともに、町立の就学前幼児教育・保育施設の今後の在り方について、方向性を取りまとめました。

また、施設の安全性や衛生管理上の観点などから、子育て支援センターの改修を行い、子育て環境の充実に取り組んだところでもあります。

教育分野においては、GIGAスクール構想に基づき、小中学校8校のLAN環境の高速化をすすめるとともに、一人一台のタブレット端末の配置を進めました。

さらに、より効果的活用を図るため、各教室への電子黒板の設置や指導者用電子教科書の導入等、ICT利活用のための基盤整備を行いました。

歴史民俗資料館においては、三春城と城下町、三春町での戦争の爪あとなどをテーマとした企画展を開催し、三春を訪れる方、三春町内の方々が関心を持っていただけるような展示事業を実施しました。

町民図書館は、平成2年の開館から30周年を迎え、記念講演会の開催、記念誌の作成などの記念事業を実施しました。

目標4の「誰もが健やかに暮らせるまちづくり」への取り組みであります。

新型コロナウイルス感染症対策としては、町民向けに新型コロナかわら版を発行し、情報提供と予防対策の普及啓発を図りました。昨年8月24日から町立三春病院に委託開設した地域外来検査センターを継続して運営し、受診検査体制を整備したほか、コロナ病床を確保し現在も医療を提供しています。また、ワクチン接種について、関係各機関、団体等と協議検討を進め、接種体制を構築しました。

健康診査事業については、コロナ禍で延期や体制の変更を余儀なくされましたが、感染対策を講じて各種健診を実施し、受診機会の確保に努めました。

高齢者福祉に関しては、高齢になっても住み慣れた地域で安心して住み続けられるために、各地区まちづくり協会と地域支え合いの仕組みづくりについて取り組みを始めるとともに、令和3年度からの第8次高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画を策定しました。

障がい者福祉に関しては、手話言語条例を制定し、当事者をはじめ関係者のご協力を得て職員研修など手話に関する理解促進に取り組みました。また、地区の区長、民生委員の方々の協力を得て、災害などの避難支援を目的とした個別避難計画は、町内7地区において策定されました。

目標5は「産業が育ち魅力と活力にあふれるまちづくり」の取り組みであります。

農業振興対策に関しては、関係諸機関と連携して新規就農希望者に対する総合的な支援を展開し、新規就農者の確保と育成を図るとともに、中山間地域等直接支払交付金等による集落での共同活動への取り組みを推進しました。また、林業生産活動促進として、森林整備と放射性物質対策を一体的に実施する、ふくしま森林整備再生活動に取り組みました。

商工及び観光分野においては、企業誘致等による働く場の確保のため、復興特区制度を活用した企業支援を行うとともに、工場等立地促進条例に基づく奨励金制度により、5社に対し奨励金を交付いたしました。

中心市街地の活性化と街なか整備の推進については、空き店舗を活用した新規事業者4店舗に対し家賃補助や改修補助を行うなど、空き店舗対策事業への取り組みを進めました。

また、地域産業や地場製品の振興を図るとともに、新型コロナウイルス対策として、町内事業者支援と地域経済の活性化を目的としたプレミアム付商品券の発行事業にも取り組みました。愛姫PR事業については、愛姫アニメーションの完結編となる第3話を製作し、テレビ特番で放映するなど、貴重な観光資源を効果的に情報発信することにより、通年型観光の定着と人材育成の機会の創出にも大きな成果があったものと考えております。

町指定天然記念物である南成田の大桜については、所有者から土地の寄附を受け、地

域で結成された団体に保護をお願いし、3ヶ年計画での樹勢回復・環境整備事業に着手しました。

町文化伝承館は、旧吉田家住宅主屋・紫雲閣の名称で国登録有形文化財となり、町内外の方々にさらに活用していただけるよう、紫雲閣の修繕、建物の利活用について検討しているところです。

町文化財保護審議会では、令和元年度に引き続き文化財フォーラムを開催し、町のシンボルである三春城跡の保存と活用について、委員と町民の意見交換を行いました。

また、移住・定住人口の増加を図るため、奨学金返還支援事業や移住定住に係るポータルサイト「みはる暮らし」による情報発信など、継続して事業に取り組むとともに、若手職員による移住研究チームを設置し、新たな取組みについて検討を行いました。

姉妹都市であるライスレイク市との交流事業としては、田村高校生とライスレイク高校生とのオンラインによる交流を新たに始めました。

目標の6は「協働と町民参画による自立したまちづくり」への取組みであります。

人口減少・少子高齢化が進むなか、地域コミュニティと行政の役割や関係性を見直し、様々な地域課題に対応していくために、継続して各まちづくり協会と協議を重ねてまいりました。昨年度は、沢石地区による資源ごみの回収、中郷地区による移動支援に関する取組みが開始されました。

また、地域活性化と将来を担う人材育成のため、田村高校魅力化や福島大学との連携協定の検討などの取組みを始めました。

最後になりますが、役場庁舎新築工事は、令和元年7月8日着工し、令和3年3月25日に竣工、同月29日に引き渡しを受けました。

また、新庁舎の移転業務については、円滑な移転を実施するため、公募型プロポーザル方式により、事業者を選定しました。

次に決算の概要であります。

令和2年度は、実施した施策でも申し上げましたとおり、町民が安心して生活するための社会保障費、定住人口や交流人口拡大につながる取組み等を優先するとともに、課等の枠組みにとらわれることなく組織横断的な連携を図りながら、必要な事業に重点的に財源を配分いたしました。また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止や町民生活及び地域の経済活動等の支援を目的とした事業には、増額補正予算を6回編成し対応いたしました。

歳出決算額は、一般会計が107億4,290万円、特別会計は、国民健康保険特別会計など5事業の合計が43億6,447万円、また、病院事業と水道事業など4企業会計の合計は、14億4,096万円でありました。

町債については、令和2年度末借入残高が、一般会計で76億7,176万円、前年比4億5,775万円の増加となりました。水道事業などの企業会計では、三春町水道事業経営安定基金からの借入を除いて17億8,018万円で、前年比2億9,051万円の減となりました。

続いて、財政状況を示す指標についてであります。経常収支比率については、85.8%と前年度より7.9ポイント減となりましたが、依然として財政構造の弾力性は非常に乏しい状況にあります。

また、国の基準に基づき算定した財政の健全化判断比率については、実質公債比率は8.1%と前年より0.6ポイント減、将来負担比率については17.5%と前年より

4. 3ポイント減となるなど、指標の全てが早期健全化基準をクリアしておりますが、今後とも体力に見合った町債の発行と効率的な財政運営に取り組むこととしています。

それでは、今定例会に提案いたしました議案について、その概要を説明いたします。

掲載いたしました議案書、議案説明書のとおり、財産の無償譲渡に係る議案、三春町旧庁舎解体工事の請負契約に係る議案がそれぞれ1件、三春町個人情報保護条例等の一部改正に係る議案、三春町手数料条例の一部改正に係る議案、田村広域行政組合格約の変更に係る議案がそれぞれ1件、令和3年度の一般会計、国民健康保険特別会計、病院事業会計に係る補正予算がそれぞれ1件、令和2年度の水道事業会計未処分利益剰余金の処分に係る議案と宅地造成事業会計剰余金の処分に係る議案がそれぞれ1件、教育委員会委員の任命に係る同意案件が1件、人権擁護委員候補者の推薦に係る諮問の案件が1件、令和2年度一般会計ほか特別会計などの歳入歳出決算に係る認定案件が10件で、計22議案であります。

報告事項は、財政の健全化に関する比率と第三セクターの経営状況の2件であります。

慎重に審議されまして、全議案可決、承認くださいますようお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

……………**議員提出議案の趣旨説明**……………

○議長 日程第6、議員提出議案の趣旨説明を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長

発議第10号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について」

意見書の内容ならびに提出先等につきましては、掲載いたしました意見書の通りであります。

令和3年9月3日提出

提出者 三春町議会 議会運営委員会委員長 山崎ふじ子

以上提出するものです。

ご審議のうえ、可決くださいますようよろしく願いいたします。

……………**議案の質疑**……………

○議長 日程第7、会議規則第37条の規定により、提出議案に対する質疑を行います。

これは、議案第41号から発議第10号までの提案理由の説明に対する質疑です。

○議長 議案第41号「財産の無償譲渡について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第42号「三春町旧庁舎解体工事請負契約について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第43号「三春町個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第44号「三春町手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第45号「田村広域行政組合規約の変更について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第46号「令和3年度三春町一般会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第47号「令和3年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第48号「令和3年度三春町病院事業会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第49号「令和2年度三春町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第50号「令和2年度三春町宅地造成事業会計剰余金の処分について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

同意第2号「教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

認定第1号「令和2年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

認定第2号「令和2年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

認定第3号「令和2年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

認定第4号「令和2年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

認定第5号「令和2年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

認定第6号「令和2年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

認定第7号「令和2年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

収益的収入・支出、資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

認定第8号「令和2年度三春町水道事業会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

収益的収入・支出、資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

認定第9号「令和2年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

収益的収入・支出、資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

認定第10号「令和2年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

収益的収入・支出、資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

発議第10号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

……………・・ 監 査 報 告 ・・……………

○議長 日程第8、「監査報告」について、監査委員から、令和2年度に関する各種会計決算審査の意見についての報告を求めます。

鈴木代表監査委員。

○代表監査委員 おはようございます。令和2年度、各会計の決算審査について報告いたします。

監査委員は、私、鈴木と議会選出の三瓶文博委員でございます。

審査の期間は、令和3年7月26日から29日までの4日間であります。

審査の対象は、令和2年度三春町一般会計決算から、令和2年度三春町病院事業会計決算までの10件であります。

審査の方法は、予め町長から提出された、令和2年度一般会計・特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び令和2年度基金運用状況調書並びに令和2年度公営企業会計決算書、決算報告明細書、固定資産明細書及び企業債明細書について、

- (1) 関係法令に準拠し作成されているか。
- (2) 計数は正確であるか。
- (3) 予算の執行は、法令に準拠し、適正かつ効率的であるか。
- (4) 財政の運営は適正であるか。
- (5) 財産の管理は適正であるか。
- (6) 基金の運用は適正であるか。

等に主眼重点をおき、例月出納検査及び定期監査の結果を踏まえて、慎重に審査を実施しました。

審査に付された各会計決算書等に基づき、関係諸帳簿及び関係書類を照合審査した結果、決算計数はいずれも符号して誤りのないものと認めました。各会計の審査結果につきましては、掲載されております決算審査意見書で詳細に報告いたしておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

最後に、決算審査意見書の17ページから「結び」として意見をまとめさせていただきます。

ましたので、ここで読み上げたいと思います。

財政運営全般について。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止等の補正予算や災害復旧工事などの補正予算が生まれ、最終的に116億9,273万円の予算規模となったが、工期の延長に伴い繰越となった新庁舎移転業務等事業や新型コロナウイルス感染症対応事業を除き、予算に計上された事業は概ね予定どおり遂行されている。

一般会計の歳入額は110億9,235万円で、地方交付税、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や特別定額給付金給付事業費補助金を含む国庫支出金、新庁舎建設に伴う公共施設整備基金繰入金を含む繰入金等が増加したため、前年度に比べ26億5,026万円の増となった。自主財源である町税は、固定資産税が前年度と比べ増加しているものの、法人町民税が新型コロナウイルス感染症の影響もあり、前年度に比べ大きく減少している。そのような状況にあつて、高い徴収率を維持していることは喜ばしい事である。

また、一般会計の歳出額は、「第7次三春町長期計画」に掲げる基本目標に則した各種施策や事業、新型コロナウイルス感染症への対応に取り組み、前年度に比べ25億4,536万円増の107億4,290万円となり、翌年度に繰り越すべき財源である1億6,927万円を差し引いた実質収支は、1億8,018万円の黒字となった。

今後も、「第7次三春町長期計画」に沿って、関連する他計画との整合性を図りながら各種事業の展開を基本に、新型コロナウイルス感染症対策や災害対策など社会変化を的確に捉え、職員一人ひとりが財政状況をしっかりと認識したうえで、コスト意識を持ち効果を検証しながら、効率的な行政運営に努めることを期待する。

特別会計では、実質収支が国民健康保険特別会計で2,206万円、後期高齢者医療特別会計で39万円、介護保険特別会計で8,584万円あり、町営バス事業特別会計及び放射性物質対策特別会計は0円であった。

今後も、財源確保のために国や県の動向に注視しつつ、収入未済額の解消に努めるとともに、少子高齢化に伴う社会構造の変化を踏まえ、事業の品質や生産性を高めるための方策、また、継続して行ってきた事業の簡素化や廃止及び統合を前提とした見直しを積極的に行い、経営のさらなる改善に努めることを期待する。

次に、令和2年度の町債発行額は、役場新庁舎整備等の影響もあり前年度に比べ2億3,710万円増の10億4,690万円となった。町債残高は、前年度から4億5,775万円増の76億7,176万円となったため、今後も更なる町債発行の抑制に努めること。

最後に、各種財政指標については、経常収支比率が85.8%で前年度比7.9ポイント減となり、適正とされる範囲を超え、財政構造の弾力性が非常に損なわれている状況なので改善が必要である。

また、将来負担比率は、前年度比4.3ポイント減の17.5%と徐々に改善はされているものの、引き続き財政健全化に向けた積極的な行財政改革に取り組むことが必要である。以上であります。

…………… 議案の委員会付託 ……………

○議長 日程第9、議案の委員会付託を行います。

ただ今、議題となっております議案第41号から発議第10号までは、掲載した議案付託表のとおり、各常任委員会に付託並びに全員協議会において審査とすることに異議ありませんか。

令和3年9月4日（土曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 本 田 忠 良	2番 橋 本 善 次	3番 井 上 聡
4番 新 田 信 二	5番 山 崎 ふじ子	6番 鈴 木 利 一
7番 佐 藤 一 八	8番 三 瓶 文 博	9番 松 村 妙 子
10番 篠 崎 聡	11番 佐久間 正 俊	12番 橋 本 善 一 郎
13番 影 山 常 光	14番 陰 山 丈 夫	15番 影 山 初 吉
16番 佐 藤 弘		

2 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局 長	永山 晋	書記	橋本 和宜
		書記	林 有希奈

3 地方自治法第 121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	坂 本 浩 之
副 町 長	佐 藤 知 憲

総 務 課 長	宮 本 久 功	企 画 政 策 課 長	渡 辺 淳
保 健 福 祉 課 長	佐久間 美代子	産 業 課 長	鳴 原 健 二
企 業 局 長	大 内 広 三		

教 育 長	添 田 直 彦	教 育 次 長 兼 教 育 課 長	本 間 徹
生 涯 学 習 課 長	藤 井 康		

4 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和3年9月4日（土曜日） 午前10時00分開議

第1 諸般の報告

第2 一般質問

5 会議次第は次のとおりである。

（開議 午前10時00分）

…………… 開議宣言 ……………

○議長 おはようございます。

開会に先立ち、傍聴者の皆様に申し上げます。

携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに設定していただきますよう、お願いをいたします。

本日は、5名の議員が登壇し、一般質問を行いますので、どうか時間の許す限り傍聴くださるようお願いをいたします。

ただいま、出席している議員は16名であります。

したがって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しており、会議は成立しました。

○議長 ただいまから、本日の会議を開きます。

それでは、脱衣を許します。

…………… 定例会 6 月会議一般質問に係る発言 ……………

○議長 一般質問に入る前に、15 番議員から、定例会 6 月会議一般質問に係る本人の質問内容について、発言を求められておりますので、これを許します。

15 番議員、影山初吉議員、質問席に登壇願います。

発言を許します。

○15 番（影山初吉議員） 議長から許可を得ましたので、発言をさせていただきます。

私が定例会 6 月会議一般質問で行った、公衆トイレの設置についての質問において、冒頭、同僚議員と質問内容が重複したので、議長の調整により、私が発言させていただく旨、発言をしましたが、「議長の調整」という表現は、事実と異なる不適切な発言でありました。

よって、冒頭、この発言につきましては、取り消しをさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

○議長 ただいま、15 番議員から発言があったことについて、三春町議会会議規則第 104 条、議長の秩序保持権に基づき発言を取り消すとともに、これに関する答弁を令和 3 年定例会 6 月議会会議録から削除します。

…………… 諸 般 の 報 告 ……………

○議長 日程第 1、諸般の報告をします。

地方自治法第 121 条第 1 項の規定に基づき、本日の執行側からの出席者は、掲載してある届出の写しのとおりであり、議場の席次については、掲載してある議場席次図のとおりであります。

…………… 一 般 質 問 ……………

○議長 日程第 2 により、一般質問を行います。

一般質問は、会議規則第 52 条の規定により、一問一答方式で質問席において行います。質問事項は、質問と答弁がよくかみ合う議論となるよう、事前通告制をとっております。

また、質問時間は、会議規則第 58 条の規定により、質問者 1 人につき、質問全体で 30 分以内の時間制限であります。

それでは、通告による質問を順次許します。

10 番篠崎聡議員、質問席に登壇願います。

篠崎聡議員、第 1 の質問を許します。

○10 番（篠崎聡議員） 議長からお許しを得ましたので、さきの通告どおりに質問をいたします。

今年も敬老会の式典が中止ということで、記念品等をまちづくり協会、あと行政区の役員を通じて、対象者に配布することになりました。

今年は高齢者への新型コロナウイルスワクチンの接種が進んで、感染のリスクが低下していると思うのですが、敬老会を中止にした経緯についてお伺いしたいと思います。

1 点目、敬老会対象者は 77 歳以上ということですが、当町の 77 歳以上の新型コロナウイルスワクチン 2 回接種済みの方は、何%になりますか。

あと、2 点目、2 回のワクチン接種が終了していれば、マスクの着用、手指の消毒、会場の換気など、感染対策を十分に行えば、敬老会ができると思うのですが、いかがですか。

3 点目、敬老会中止にあたって、まちづくり協会、行政区の役員の意向は出ておりますか。

4 点目、行政区の役員が記念品を配布するにあたって、その手間や新型コロナ感染に対

するリスクについて、考えておりましたか。

5点目、敬老会の式典、喫食、アトラクション等はいつぐらいになったら、可能になりますか。

以上です。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 おはようございます。第1の質問にお答えいたします。

1点目の敬老会対象者の接種状況については、77歳以上の方2,598名のうち、8月末までに2回の接種を終えた方は2,371名、91.3%です。

2点目の質問についてですが、今般のデルタ株による感染は、従来型ウイルスに比べ感染力の強いことが指摘されております。

密を避け、マスク着用や手指消毒など従来の感染対策がとられた環境でも、クラスター発生の例があり、ワクチンを2回接種した方でも感染する、ブレイクスルー感染も報告されております。

また、敬老会の運営に当たる実行委員の方々の年代では、まだ接種が完了していない事情も踏まえ、今年度については、大人数が集まる感染のリスクを避け、個別に祝意をお伝えする形が望ましいということで、式典を見合わせる判断に至りましたので、ご理解いただければと思います。

3点目のご質問であります。敬老会の運営については、去る7月9日に開催しました三春町敬老会実行委員会において、各地区代表区長、まちづくり協会、民生児童委員などの構成員の方々と協議をして、決定をいたしました。

4点目のお質しであります。記念品の贈呈に当たっては、行政区長や民生児童委員の皆様、まちづくり協会、各地区役員の方々のご協力の下、多年にわたり社会に尽くされた方々に敬意を表し、長寿を祝うものであり、地区の方々のご協力に感謝申し上げます。

また、さきに述べましたとおり、感染力の強いデルタ株の蔓延が懸念されている状況ですので、各地区実行委員会に対しましては、改めて正しいマスクの着用や手指消毒などの対策を徹底して対応いただくよう、重ねてお願いをしております。

5点目のお質しであります。対象の方々をご招待しての開催については、感染状況の終息が未だつかめない状況であり、明言は難しいですが、一刻も早く安心して地域の様々な集会が開催できることを願っております。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 質問なしと認めます。

第2の質問を許します。

○10番(篠崎聡議員) それでは、第2の質問に移らせていただきます。

三春町地域福祉活動計画のアンケート調査というものが、保健福祉課から無作為に選ばれた1,400名の一人として、届きました。その件につきましてお伺いいたします。

1点目、無作為に選んだ1,400名とありますが、当計画上のサンプル数など、根拠に基づいたものでしょうか。

2点目、アンケート内容を見ますと、総務課自治防災グループ、企画政策課に関わる質問などがありました。これらについて、アンケートの結果を共有することはありますか。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 第2の質問にお答えいたします。

まずはじめに、地域福祉計画については、社会福祉法第107条に基づき町が策定いたします。

さらに、この計画と連動して、社会福祉協議会が策定する、地域福祉活動計画を一体的に策定することで、現在事務を進めております。今回のアンケートは、町民の方々の意向や考えを、2つの計画に反映させるためのものであり、町が対象者を選定し依頼をいたしました。

1点目の質問についてですが、一般的に統計上の最低サンプル数は400と言われており、今回のアンケートでは、より精度を高めるため目標回答数を20%増しの480名といたしました。20歳以上の対象者が約1万4,000名で、回収率を35%と見込みましたので、1,400名を抽出し依頼したところであります。

次のご質問であります。このアンケートでは、防災に関することや地域の困り事に関することもお聞きしております。

依頼しましたアンケートの中にも記載しておりますが、頂いた回答は貴重な町民の方々の声でありますので、集計結果については関係各課と共有し、計画策定のほか、町施策に反映したいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 質問なしと認めます。

以上で、10番議員の質問を終わります。

○議長 12番橋本善一郎議員、質問席に登壇願います。

橋本善一郎議員、第1の質問を許します。

○12番(橋本善一郎議員) ただ今議長より、さきに通告しておきました、3点の質問をさせていただきます。

第1点目なんですけども、学校教育の手話教育導入について。

今後、ますます多様性が求められる現代社会、バリアフリー化の必要性が増す中、学校教育においても、その必要性があると思います。

自分たちの身の回りには、様々な立場の方が多く生活していることに気づき、自分自身の在り方、生き方を見つめ、誰もが幸せな生活ができる社会の大切さ、その実現のためにも、学校教育の中に、短時間でも手話教育が必要だと思っておりますので、次の2点について質問いたします。

1点目、今後、学校教育の中に、手話の授業を取り入れていくか、考えがあるかお伺いいたします。

2点目、多様性のある社会実現のため、今後どのような障がい者教育を考えているのか、お伺いいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 第1の質問にお答えいたします。

まず1点目のご質問につきましては、議員お質しのとおり、現代社会において、多様性を認め合う共生社会の実現が強く求められており、三春町におきましても、共に学び、共

に生きるという精神は、終始一貫しているものと考えております。

また、今年1月1日に施行されました、三春町手話言語条例では、学校における手話理解並びに普及が求められており、手話という手段を通じて共生社会の理解をつなげていくことは、教育上、有益であると理解しているところであります。

現在、小学校5年生の国語科の教科書では、点字と手話という教材があり、視覚障がいや聴覚障がいの方々の実態と、その対応としての点字や手話というコミュニケーションについて、子どもたちが学んでおります。

今後は、授業時数等に余裕のない中ではありますが、手話が聴覚障害を持つ方々にとって重要なコミュニケーション手段であることに鑑み、人の尊厳や人と人とのつながりを考えるいい機会となりますので、総合的な学習の時間等で取組みを広めていくことを、さらに検討して参りたいと考えております。

2点目についてお答えいたします。

多様性を認め合うということで、共生社会を実現するには、障がいの有無や文化の違いなどにとらわれることなく、互いのよさを認め合い協働し、共に生きていくという態度を育むことが認められていると考えております。

町内の小中学校において取り上げ方は様々ではありますが、教科、道徳、総合的な学習において障がいを持つ方々に関する問題について、児童生徒が主体的に考えるカリキュラムが準備されており、人権を尊重し多様性を認め合う視点で、個人を尊重するということ、互いのよさを認めるということの大切さを学んでいるところであります。

学年や教科の違いはあるものの、児童生徒が、繰り返し、このような学びを進めていく中で、障がいそのものに対する理解が深まるとともに、障がいを持つ方々とどう関わっていくか、また、共生社会をどのように実現していくかについても、考える基礎が育まれるものと期待しております。

○議長 質問があればこれを許します。

橋本善一郎議員。

○12番(橋本善一郎議員) これは、ネットからの情報ですが、ある小学校の話ですが、聴覚障がいのある子どもが、特別養護支援学校ではなく、両親の希望により、普通の小学校に入学したそうです。

彼女の第一言語は手話です。補聴器、口話法を使って、授業を受けていたそうです。入学してしばらくは手話を使いませんでした。

ある日のこと、指文字を使ったところ、周りに多くの友達が集まり、私にも教えて、私にも教えてと、今では全学年に、手話の授業が取り入れたそうです。

彼女は今では、手話のイラストを廊下等に貼り、手話の理解に努めているとのこと。

実際には、手話は、その必要性が自然発生的に、学習に取り入れられていくことが、望ましい姿だと思いますが、短時間の授業で手話を学ぶことは、不可能だと思います。手話の中でも、指文字を中心に授業を進め、短時間での指文字の理解に充ててはいかがでしょうか。考えをお伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 具体的な事例に基づくご発言ありがとうございます。

先ほどご説明申し上げたとおり、小学校、中学校の子どもたちには、手話を学習するということが、学習指導要領には明記されていないのですが、教科の中で学んだり、あるい

は子どもたちが学習する音楽の教科書の中には、歌を歌いながら、手話を取り入れるというような取組みも進められております。

また、全ての学校ではないのですが、総合的な学習で、福祉あるいは障がい者との共生を取り上げている学校につきましては、具体的な手話を学ぶ機会を設けている学校もございます。

先ほどお話申し上げたとおり、三春町手話言語条例も施行されている時期でありますので、何らかの形で、関連的に手話が子どもたちの中に取り入れられるように、今後考えて参りたいと考えてます。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 質問なしと認めます。

第2の質問を許します。

○12番(橋本善一郎議員) 第2の質問に移らさせていただきます。

デルタ株により、コロナ感染が広がる中、ワクチン接種が12歳以上であることにより、特に、小学生の感染が懸念され、長期休業も考えられます。

また、希望者には、教室での授業と並行して、在宅でのオンライン授業を試みている学校もあるそうです。

1点目、コロナが長期化する中、在宅でのオンラインを使った授業の考えはあるか、お伺いいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 第2の質問にお答えいたします。

町内の小中学校におきましては、昨年度実施しました、GIGAスクール構想に基づくICT環境整備事業により、児童生徒に専用のタブレットが配備され、授業において、活用されているところであります。

現時点におきましては、その利用は学校内にとどめており、持ち出し等については認めていない状況であります。一方で、これら貴重なICT機器を、授業だけではなく、校外学習や家庭学習のツールとして、家庭でのオンライン利用も見据え、いかに有効に活用していくかについて、現在検討を行っております。

その中で、議員お質しの学校休業に関わるオンライン授業も想定されますが、まず、家庭と学校のネットワーク環境を構築したいと考えております。

このため、昨年、町内の小中学校の家庭におけるWi-Fi環境について、実態調査を実施いたしました。そのデータを基に、今年度、Wi-Fi環境のない家庭にルーターの提供を準備して、その計画を進めておるところであります。

その上で、オンラインの授業対応も含め、様々な活用方法を準備しつつ、長期休業におきましても、子どもたちの学びが継続できる環境を整備すべく、その対策方法を検討して参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

橋本善一郎議員。

○12番(橋本善一郎議員) 日本の産業構造も変わり、オンラインの中心の社会となりつつあります。

高収入を求めるには、オンラインをマスターする必要があると思われませんが、同時に

オンライン授業についていけない学童もいると思われます。

デジタル化、オート化が進む中、多くの職種が機械化されることが予想される中、学校教育では、個性の重要性が求められる教育が必要だと思いたしますが、いかがお考えでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 橋本議員のご指摘のとおり、子どもたち一人一人が個性を大事にし、さらにIT機器のスキルを身につけていくということが、未来社会を生きていく上で、欠かすことのできない、重要な子どもたちの学びというふうに捉えています。

そのために、1人1台のタブレットが、小学校、中学校の全ての子どもたちに準備され、子どもたちは、そのタブレットを使って、プログラミングの学習を経験したり、あるいはタブレットを持って、様々な学びの場に出かけていくことを通して、思考力、判断力、表現力、つまりタブレットを通して、ものを考えたり、判断をしたり、そして自分が考えたことをより分かりやすく、人に伝えるという学びを低学年から進めております。

こういった学びが蓄積されていくことで、ITに関するスキルも身につけ、子どもたちが未来社会で十分生きていくに耐える資質が身につくものというふうに考えて、その実践を進めておるところであります。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 質問なしと認めます。

第3の質問を許します。

○12番(橋本善一郎議員) 中郷おでかけ応援隊についてご質問いたします。

中郷まちづくり協会が主体となり、おでかけ応援隊が運営され、地元高齢者から通院等に大変助かるとの声が多く寄せられております。運営協力されている方々には厚く御礼、感謝申し上げます。

今後、少子高齢化により人口減少が進む中、需要はますます増えるのではないかと考えています。

そこで、以下の質問を行います。

1点目、町においては、今後、中郷以外の地域にも導入する考えはあるか、お伺いいたします。

2点目、利用者の増加に伴う、民間業者との調整を今後どのように図っていく考えなのか、お伺いいたします。

3点目として、高齢者以外の生活弱者世帯の通院時の活用を認めることはできるかどうか、お伺いいたします。

以上です。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 第3の質問にお答えいたします。

1点目の中郷地区以外へのおでかけ応援隊の導入についてですが、中郷おでかけ応援隊は、移動手段の確保が困難な方の支援を目的として、中郷まちづくり協会を中心に、地域住民の皆様のご協力の下、今年3月からモデル的に運行を開始いたしました。

開始から半年が経過し、改めて利用状況を踏まえた事業の効果検証や課題の整理を行う

こととしております。その内容などを中郷地区以外の地区と情報を共有し、実施を希望する地区には取組みを拡大していきたいと考えております。

2点目の民間事業者との調整についてですが、今回の取組みについては、交通事業者のご理解とご協力が不可欠であるため、交通関係機関で構成される地域公共交通会議において、事前に協議をさせていただきました。

様々なご意見をいただいた上で、利用対象者や運行日、時間などを限定すること、また、高齢者社会参加ポイント制度におけるタクシー券の追加や運転免許証返納時にタクシー券の選択を可能とするなどの対応を実施することで、中郷地区の取組みについてはご理解をいただいたところであります。今後も、交通事業者への丁寧な説明や十分な協議を行いながら、事業の運用を図っていききたいと考えております。

3点目の高齢者以外の利用についてですが、中郷まちづくり協会では、幅広い方への支援と本当に移動手段の確保に困っている方への支援という2つの観点から、自力で乗り降りができることを条件に、家族の送迎も難しいなど、移動手段の確保に困っている方であれば、高齢者に限らず、基本的には誰でも利用できることとなっております。

中郷地区の住民の方で、日常生活で移動支援が必要となる場合などは、中郷まちづくり協会までご相談いただければと思います。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 質問なしと認めます。

以上で12番議員の質問を終わります。

○議長 4番新田信二議員、質問席に登壇願います。

新田信二議員、第1の質問を許します。

○4番(新田信二議員) さきに通告してあります2点の質問をさせていただきます。

質問に入る前に、このたびの2020東京オリンピックに参加した、重量挙げで7位入賞の近内選手と、パラリンピックで車いすラグビーで混合チームで銅メダルを獲得した橋本選手に、心から感謝と御礼を申し上げたいと思います。

また、三春町の広告塔として活躍していただきました。本当にありがとうございました。それでは、第1の質問に入ります。

有事の際の避難と行動について。

大雨、長雨による土砂災害が今年も含め数年続いております。今まで長く住んでいた地域での土砂災害は、避難するタイミングが遅れるためか、特に被害も大きく尊い命、家財までもが失われていきます。

三春町でも、7月、8月の大雨情報により、警戒レベル、避難のタイミング等の注意喚起を防災無線から呼びかけを行いました。

また、急傾斜地と土石流地域のハザードマップを作成し、町民へ配布し、警戒区域、特別警戒区域等を指定しており、特に旧町、八島台、沢石地区、岩江地区については、土砂災害の危険箇所が多いため、避難箇所も指定しています。

そこで、現在、三春町の広域指定避難所の利用と現状課題について、お伺いいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 第1の質問にお答えいたします。

広域指定避難所の現状ですが、町の広域指定避難所は、三春町防災計画において、23か所を指定しております。

そのうち、初期の段階では、三春交流館「まほら」、町民体育館、沢石会館、要田地区交流館大平荘、御木沢地区公民館、岩江センター、中妻地区公民館、中郷地区交流館の計8か所を開設しております。

その後、被害状況や避難者数の状況に応じて、小中学校体育館などを避難所として追加で開設していくこととしております。

次に課題ですが、避難所における新型コロナウイルス感染症対策が第一に挙げられます。

町では、昨年度から職員マニュアルを作成し、避難所の受入れ手順として、避難されてきた方の手指消毒、体温計測、問診の実施、避難者名簿の作成を行うことを定めております。

発熱のある方や具合が悪い方については、あらかじめ避難所内で待機いただく部屋を分けております。

また、避難所内でも飛沫感染の予防としてパーテーションや屋内テントを非常用の食料品と併せて備品として、最初に開設する8か所の広域指定避難所に配備しております。

なお、地区指定避難所となる集会所などについては、町の集会所整備補助金などを活用いただき、冷暖房設備やトイレの洋式化など、環境改善を図ってきております。9月の広報配布時には、避難所への避難だけでなく、在宅避難など自分にあった避難行動を考えていただけるよう、ふくしまマイ避難ノート及びみはるまちマイ避難ノート補足版を全戸に配布しているところであります。

今後も引き続き、避難所の受入れ体制の整備や環境改善に取り組むとともに、地域の自主防災会組織と連携を図りながら、住民の皆様が日頃から自分に合った災害時の避難行動を考えていただけるよう、周知に努めて参ります。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二議員。

○4番（新田信二議員） 避難については、自主避難と、町の指示による避難がありますが、町側の指示による避難は、どのような被害を想定した場合に、警報が発令されるのか、お伺いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

宮本総務課長。

○総務課長 再質問にお答えいたします。

気象庁から警報等により、町で災害対策本部が設置されまして、甚大な被害が発生するおそれがある場合、それから地区指定避難所への避難者数が多い場合など、状況により、広域指定避難所を開設する、そのような流れになってございます。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二議員。

○4番（新田信二議員） 自主避難も町による避難の際の、地区の区長が窓口となります。

その有事の際の対応なんですが、区長一人に、有事の際に窓口などが、非常に厳しいという声がありますが、その辺再度お伺いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

宮本総務課長。

○総務課長 お答えいたします。

区長の方々には、自主防災会のトップとしてご尽力いただいているわけですが、区長様方には、防災の研修なども実施しながら、いろんな対応ができるような形で研修をさせていただいたり、また、年度当初には、区長会活動ハンドブック、こういったものを作成しまして、区長さんの皆様方にお配りし、活動の参考にしておりますので、引き続き、町も自主防災会と連携を図りながら、対応していきたいと、このように考えてございます。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二議員。

○4番(新田信二議員) 内容は理解できますが、地域、自主防災の体制、区長って大体、1年に1回から2年に1回で替わっちゃうんですが、なかなか有事の際っていいましても、いつ起きるか分かんない、経験もない、いうことで、区長がやっぱり地域の窓口、または町からの警報の際の連絡網、非常に難しい立場だと。

なかなか今、区長さんも成り手がないうちにおいて、この自主防災会の区長が窓口という関係で、もう少し町のほう、体制的に自主防災を見直してほしいという声があります。

その辺再度お聞きします。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 各地区の区長さんに、自主防災会の会長としての日頃から、非常に努力されてくださいますこと、改めて御礼を申し上げます。

ただ今のご質問なんですけど、これはやはり町の対策本部でも同じことが言えます。つまり対策本部長が町長ということになるんですが、町長一人ではなかなか回り切れません。地区でも同じことです。

ですから、前もって、こういった状況になったときには、連絡係は誰、地区の対策本部を設営するのは誰々というふうな役割配分表、役割をつくって、警報が出たら、当初から定められた人たちが出てくるということについては、町の対策本部でも、地域の対策本部でも同じだと思います。

先ほど、総務課長より、様々なテキスト、研修などを行っておるというふうなお話をさせていただきました。

こういったことにつきまして、併せて誰が、極端な話、誰が見ても、もし万が一、区長さんがいらっしゃらなくても、動けるような体制をあらかじめつくって、みんなで共有していくと、そういったものを徹底して参りたいと思っております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二議員。

○4番(新田信二議員) 理解しました。最後に、この町道の法面と申しますか、あそこに木がかなり太くなってあるという地区がかなりありまして、やはり、台風と長雨のときに、非常に危険を感じるということで、こういった自分では伐採できないものですから、民間とか、そういったいろんな建物がある近くの大木と申しますか、そういったのを調査して、先に伐採をするということは考えられますかどうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

宮本総務課長。

○総務課長 事前に危険箇所の大木などを処理するという事は、減災の理由からも重要

であると考えてございます。

そういった点から、町有地のところであれば、事前に情報を頂ければ、対応していきたいと、このように考えてございます。

○議長 質問あればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 質問なしと認めます。

第2の質問を許します。

○4番(新田信二議員) 第2の質問に入ります。

田村郡市の広域連携事業について。

平成31年4月から、こおりやま広域連携中枢都市計画で合意した16市町村が新たな都市を目指し取組みを実施しているところです。

三春町は、郡山市、本宮市、田村市に囲まれて立地条件には恵まれた町といっても、過言ではないと思っています。

ただ、行政区分として田村郡市であり、田村市、小野町との共存共栄の取組みについては、今後も不可欠と思っております。現在、警察署、消防署をはじめ、医師会、介護福祉、環境衛生等での連携により、1市2町の安全・安心な生活が維持されているところです。

そこで、今後、さらに強化すべき事業、または支援すべき事業等の内容をお伺いいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 第2の質問にお答えいたします。

田村郡の広域連携事業についてですが、人口減少・少子高齢化が進む中で、今までのように、単独の自治体で、全ての行政サービスを提供するフルセット主義は、今後、ますます難しくなっていきます。

こうした状況を踏まえ、自治体の独自性を担保しつつ、自治体間で連携できる分野は連携を図り、住民全体のサービスの向上や福祉の増進につなげていくための取組みは、非常に重要であるものと考えているところであります。

こおりやま広域連携中枢都市圏においては、三春町も参画し、これまでに、田村市や小野町も含めた中で、移住・定住の促進に向けた広報誌の制作や病児施設の広域利用、図書館の相互利用などの事業に取り組んでいます。

そうした状況の中、田村市と小野町との更なる連携の強化は、今後の田村地域の持続可能な地域づくりのためには、非常に重要なものと考えており、具体的には、広域的な交通網の形成に関する交通対策事業、移住・定住や婚活支援などに関する人口減少・少子化対策事業、周遊ルートの開発などを行う観光誘客事業、農業の6次産業化などの連携を想定しております。

また、田村地域の持続可能な地域づくりのため、3市町が協調しながら連携を図っていくことが重要であるとの認識は、田村市長や小野町長とも共有させていただいており、今後、可能な限り、様々な分野での連携を深めていきたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二議員。

○4番(新田信二議員) まず1点です。

自治体間の連携できる分野の連携を図り、住民全体のサービス向上、福祉増進というこ

とで、これにつきまして、高齢化社会は全国的な問題となっております。保育所、幼稚園は各市町村においては、公立、私立を含め、認定こども園等での対応で、おおむね待機児童が減少しておるところであります。

ただ、高齢者施設、訪問介護、デイサービス等の施設問題と業務に従事する人材は、今後不足していくと思っております。

今後さらに高齢化社会が拡大する中で、施設問題、人材育成については、田村地区全体の問題として、早めの検討が必要と考えますが、お伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 高齢者関係、介護関係のご質問であります。

すでに田村地方には、田村地方医療・介護連携協議会という組織が既にごございます。

この中では、様々なお互い市と町の職員、関係者が一堂に会しまして、研修事業などを既に実施しております。ただ、人材育成については、同じ課題があるものと思われませんが、具体的な意見交換というのは、これからの課題と思っておりますので、人材育成についても、意見を交換していきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二議員。

○4番（新田信二議員） その辺よろしくお願いします。

あと1点ですが、移住・定住、この辺なんですけど、人口減少、少子化の対策なんですけど、移住・定住の関係で田村地区商工会におきましては、田村市、三春町、小野で、田村地区商工会広域連携協議会を中心とした取り組みで、雇用の問題、商品開発、事業継承と取り組んでおります。

田村地区には、田村西部工業団地を含め、複数の工業団地が存在しています。また、郡山市、本宮市にも、大きな工業団地があるため、雇用の問題等は解決できるかなと思っております。

ただ、私が問題と思っているのは、農業と林業関係等の継承の問題と、新規就農者の育成であります。この分野についても、耕作放棄地、遊休地を含め、田村地域全体で、同じ土俵で、課題解決に向け取り組んでいただきたいと思いますと思いますが、お伺いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 農林業関係者の継承と新規就農者の育成についてということの再質問でございます。

これにつきましては、既に、関係機関が動き出しております。代表的な事業がございまして、次代を担う多様な担い手確保支援事業という、代表的な事業がございまして、

これは福島県、あとは県内のJAが全て、あるいは県内の市町村、これが一堂に会して構成している団体と新規就農者の一堂に会する協議会になります。

こういった中で、様々な補助事業、支援事業、そういったあと農業の経営指導、そういったものを総合的に、横断的に行っている協議会がございまして、

徐々にではありますが、成果を上げつつありますので、こういった効果をぜひ田村地方のほうにも誘導するべく、田村地方からも育てていくよう、我々も努力して参りたいと思っております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 質問なしと認めます。

以上で4番議員の質問を終わります。

ここで10分間の休憩をしたいと思います。コロナ禍でありますので、換気含めての休憩です。再開は、11時10分といたします。

……………・・ 休 憩 ・・……………

(休憩 午前11時00分)

<休 憩>

(再開 午前11時10分)

……………・・ 再 開 ・・……………

○議長 休憩前に引き続き、再開をいたします。

○議長 14番陰山丈夫議員、質問席に登壇願います。

陰山丈夫議員、第1の質問を許します。

○14番(陰山丈夫議員) 議長の発言の許可を得ましたので、さきに通告しておきました2点について、質問いたします。

初めに、消防団員の処遇等についてであります。

4月13日に消防庁長官名で各地方公共団体宛てに発出されました、消防団員の処遇等に関する検討会の中間報告取りまとめ、5点について町の考えを尋ねます。

1つ、消防団員の処遇改善、これは報酬、戻ります、消防団員の処遇改善ですけど、報酬基準の引上げです。

2つ目、住民の入団促進、3つ、消防団に対する理解の促進、4、平時の消防団活動の在り方、5、装備等の充実についてであります。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 第1の質問にお答えいたします。

ご質問にありました、消防団員の処遇等に関する検討会の最終報告書が、8月18日付けで消防庁より公表されておりますので、それを踏まえてお答えをさせていただきます。

まず、1つ目の消防団員の処遇改善、これは報酬基準の引上げについてですが、消防団員報酬及び出動手当の引上げについて最終報告書では、国においても財政措置を講じることが重要であるとまとめられております。町としても、今後の国や県の財政措置、近隣市町との均衡を図りながら検討して参りたいと考えております。

次に2つ目の住民の入団促進及び3つ目の消防団に対する理解の促進についてであります。現在の三春町消防団の団員数は、定数500に対して425名となっております。昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、個別訪問による団員勧誘が難しい状況にありました。町では消防団員の確保と消防団に対する理解の促進に向けて、消防団と連携し、消防団広報誌火の見やぐらや広報みはる及び町ホームページやSNSなども活用しながら、消防団活動への理解と入団促進を図って参りたいと考えております。

次に4つ目の平時の消防団活動の在り方についてですが、検討会の最終報告書では、家庭やプライベートを優先するなど、若年層の価値観が変化していることや共働き世帯が増

加していることを踏まえること、訓練の充実にあたっては、団員に過重な負担がかからないように必要な訓練を効率的に実施すること、と求められております。

田村市、小野町、三春町で構成している福島県消防協会田村支部の中でも、消防ポンプ操法大会における、団員の負担軽減の在り方について協議されているところです。町としても平時における消防団員の負担を考慮しながら、今後の消防団活動の在り方を検討して参ります。

次に5つ目、装備等の充実についてであります。町では、毎年消防団の各分団から必要な装備品などの要望を提出いただいた上で整備しております。過不足なく必要な備品は充実しているものと考えておりますが、今後も継続的に災害時に、消防団員が安全に活動できるよう、装備品の充実に図って参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

陰山丈夫議員。

○14番(陰山丈夫議員) 答弁頂きまして、ありがとうございます。

最初の処遇について、報酬の基準引上げ、これは、先ほどありましたが、財源が限られておりますので、やはりなかなか難しい問題かなと思いますけれど、かなりの見てみますと、数字的には差があるものもあります。今現実に町が報酬としてあげている部分であります、ここであえて数字は申し上げません。

こういった報酬に関しては、他人に言えないものでもありますし、やはり検討委員会から出されたものにできるだけ沿っていくということが、順当じゃないかなと考えておりますので、ひとつご検討よろしくお願ひしたいと思います。

それから、住民の入団促進、団員数ですが、今、消防団の協力事業者、事業所というんですか、制度というのがありますが、団員確保に、中間の団員、町内の、活動できる団員を確保しなくちゃいけないんじゃないかなと思っておりますので、この制度をどのように生かすかということだと思っております。

日中は皆さん働いておりますので、この制度を利用して、町外から三春町の企業に勤務している方、そういった方に消防団員に入団してもらおう。

なお、その企業に対して、積極的に制度を利用するよという企業に対しましては、税制面とかで優遇するという、そういう形が取れないかどうか、ひとつ検討してほしいなと思います。

あと、その理解の、消防に対してのですね、これやっぱり広域消防なんかでやると、学校で小学生なんかだと、見学で行くんでしょかね。

町の消防団が、幼稚園とか、保育所、小学校、そういったとこと、年に2、3回ですか、数はどうでもあれですけども、2、3回ぐらい、接触をしていくということで、例えば、夏休みですと、小学生とかに研究課題とか、何かとか、自由研究とか、そういう宿題みたいながあると思うんで、そういったものに消防団が入って行って、教育部門に入ってしまうかどうか分かりませんが、小学生、幼稚園とか、それからつながりを持っていくと、それも、それは学校単位になりますけども、あと子どもさんの家庭、お父さん、お母さん含めて、一緒に消防団と接していくと、そういうものがとられれば、もっと身近に消防団を、子どもが小さいうちに感じることもできますし、実際にお父さん、お母さんが、例えば消防車に乗ったとか、そして運転して、実際に動かしたということで、消防団に俺入っかなあというような人だつて、現れないとも限らない。

そういうことで、やはりもう少し町の消防団が、家庭の中まで入ってくということはち

よっと難しいですけど、できるだけ、地域の人に接するということがほしいのかなと思っておりますけど。

それで、団員の確保、そういったことが必要かなと思っております。

ひとつ、団員の方には大変忙しい思い、あと自分の生業を持って活動してもらっておりますんで、団員の方に感謝するとともに、大変処遇改善のほうに真剣に取り組んでほしいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今まで述べたこと、答弁少しお願ひできればと思ひます。

以上です。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 3つほど再質問頂きました。

まず1つ目の報酬の引上げについて、三春町は低い水準であるのではないかというお質しであります。

三春町をはじめ、どうしても近隣には、比較的低いと認識しております。

先ほどお答えしましたとおり、これから県や国の財務措置などを期待しながら、引上げに向けて努力して参りたいと思っております。

2点目の事業所と消防活動の関係であります。特に、平日日中は消防団員が不足している声というのは、もう従前から承知してございます。実際に町内では、協力事業所については、地道な活動を行っております。

あと、少し性格は違うんですが、先ほどポンプ操法大会の話をしておりますが、事業所の部というのがありまして、町内の各事業所で自主消防団、自衛消防団というのがありまして、初動消火にも携わっていただいております。

そういった活動を通じながら、より事業所についての協力を深めていきたいと思っております。

3つ目の消防団の団員確保のために、いわゆるフレンドリーデーといひますか、そういった触れ合いを設けるべきという話であります。これは既に、年に1回ではあったんですが、総合防災訓練の中で、各地区の消防団が消防車、実物に実際に子どもたちに乗っていただひて、お父さん、お母さんも一緒に写真を撮ったりとかいう活動をしております。

また、平時においては、広域消防の田村分署、三春分署においても、消防の講話などをしていただひております。そういった活動を充実して参りたいと思っております。

以上です。

○議長 質問あればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 質問なしと認めます。

第2の質問を許します。

○14番(陰山丈夫議員) 第2の質問をいたします。

子宮頸がんワクチン接種はどうなっているのかということですが。

国は、2013年4月より小学6年から高校1年に当たる女子を対象に、公費による原則無料の定期接種を始めました。しかし、接種後に副反応、痛みやけいれんの報告が相次ぎ、接種の積極的勧奨を当年6月に中止しました。

最近の新聞報道で、子宮頸がんワクチン接種に積極的に取り組みをしている自治体があり、罹患者減につながる可能性に注目との記事が掲載されました。またラジオ放送では、海外

と比較した日本の接種率と罹患率等について報じていました。そこで6つのことについてお尋ねをいたします。

1つ、定期接種の対象者にはどのような形で周知しているのか。2つ、接種対象者からの問合せはあるのか。3つ目、対象者で接種した人はいたのか。4つ目、接種後に副反応が現れた人がいたのか。5つ目、医療機関との連携構築について。6つ目、勧奨する上での課題は何か。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 第2の質問にお答えいたします。子宮頸がんは、20歳代から増え始め30歳代までにがんの治療のために子宮を失う方は、全国で毎年約1,200人と言われております。

子宮頸がんの原因とされるヒトパピローマウイルス、HPVの型は複数ありまして、全てを防ぐことはできませんが、子宮頸がんワクチンを接種することによって、原因の50%から70%のウイルスに効果があるとされております。

このワクチンは、平成25年4月に小学6年生から高校1年生相当の女子を対象として法定接種となりましたが、接種後に接種部位以外の広範囲の痛みなどの多様な症状が報告されました。このため、同年6月から積極的な接種勧奨が差し控えられていますが、現在も法定接種に位置づけられており、対象者が接種を希望する場合には無料で接種を受けることができます。

1点目の質問、定期接種対象者への周知についてお答えいたします。

町では、昨年度までは広報みはるによる周知を行っていましたが、国の有識者による審議会で、ワクチンの意義や効果、起こりうる症状などについての情報提供が必要であるとの意見が出され、今年1月に国の通知により、改訂されたリーフレットを自治体から個別に提供することが示されました。これを受け、町としても今年度からリーフレットなどを個別に送付し情報提供をする予定としています。

2点目の、接種対象者からの問合せについてですが、対象者や保護者から接種に関する電話や窓口などでの相談は、年間数件受けております。

3点目の接種した人数については、令和元年度はゼロ、令和2年度は2名、令和3年度は7月までで5名であります。

4点目の副反応についてですが、このワクチンの副反応としては、注射部位の痛みが83から99%、発赤が32%から88%、腫れは28%から79%、軽度の発熱が5から6%程度、倦怠感など全身反応を含め、多くは一過性で完全改善しております。また、まれに重い症状として、呼吸困難やじんましんなどの重いアレルギー症状、手足の力が入りにくいなどの神経系の症状が、1万人当たり約5人程度発生するとされております。これまでに町内で、重い副反応の報告はありません。

5点目の医療機関との連携ですが、当該ワクチン接種については、田村医師会及び福島県医師会と委託契約を結んでおり、医療機関の意向に応じて接種が受けられる体制となっております。また、接種については不安も多くあると予測されますので、ワクチン接種に関する相談や接種希望者について、かかりつけ医が活用できる資料や新しい情報は随時提供を行い、相談しやすい体制づくりに努めて参ります。

6点目の勧奨の課題ですが、国による積極的勧奨が再開されていない状況の中、ワクチンに関する情報提供に努めても、リスクに関する不安を感じ、法定の接種期間が過ぎてし

まうことも想定されます。現時点では法律による救済措置が示されていないため、町としてどのような対応ができるか、今後検討していく必要があると考えています。

○議長 質問があればこれを許します。

陰山丈夫議員。

○14番(陰山丈夫議員) 子宮頸がんですけど、これはがんなんです。2人に1人ががんにかかるという社会になっておりますけれど、町では一応がん基金として今914万ですか、積み立てているようです。

子宮頸がんがワクチンで収まるのであれば、すごく安いお金だと思うんです。

ですから、以前中止したことによって、新たな被害が発生した風疹です。風疹後もやっぱり一時止めました。その後、風疹の接種をなささいということがありました。そういったことになるのではないかなど。

いうのは、世界各国の情勢を見ますと、これはほとんどの国は、どんどん推奨しているんです。それでワクチンも、技術開発で2価から4価、今9価になっています。そうすると、かなりのウイルスが対象になっているわけです。1回の注射で。

これは、こういったものが世界的に実施されている中、これは日本政府が許可しないからできないんじゃないけど、でも、今許可しないわけではありません。ちゃんと予防接種の中に入ってます。

しかも、これは努力義務が発生しますよという、接種の中のA類に入っているはずですよ。

たまたまそういう症状があるといえば、止まっではないんですけど、止まっているというのは、錯覚です。錯覚をしていると思っております。

ですから、今、一時ほど積極的にはされておられませんけど、先ほど申したように、風疹みたいなことにならないように、町民が、将来健康が保たれる体制をつくるのが、やっぱり三春町の自治体として必要ではないかと思えます。

アメリカでは既に、この9価どんどんやっています。それで、要するに接触して感染するわけです。ですから、これももう男性に接種しているんです。男に、男性。

要するに男女が接することによって感染することなので、男性も接種すると。男性なんかだと陰茎がんとか、肛門がん、中咽頭がんとか、そういうふうになる確立があるとされているようです。

この予防接種法には、一応ですけども、金額までは、私分からないんですけど、健康被害が生じた場合には、医療費、それから医療手当、死亡した場合の補償、一時金、あるいは障害が残った場合は、障害年金等が払われるようになっているということです。

いろいろ、予防接種法、予防ワクチン、世界的に使われているものであれば、やはり国がちゃんとA類に認定しているわけですから、住民に対して、お知らせをして、希望者には接種をするという体制づくりが、私は必要ではないかなと思っておりますので、ひとつお答えをお願いしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 お答えします。当然様々なワクチンありますが、その全てのワクチンにリスクもあれば、デメリットもあるわけです。

実際に接種をされる方がどう判断するかにあたって、判断に足り得る情報を提供していかなければいけないと思います。ワクチンの効果、あるいは予想される副作用、副反応など、十分に伝えた上で、個人の判断を仰ぐという部分が基本になるかと思えます。

議員お質しのとおり、デメリットのほうがどうも大きいワクチンであるというふうに我々も考えておりますが、過去に重篤な副反応が出て非常に苦しんでおられるという報道もされております。

そういった懸念を払拭するためには、もう少し十分な情報の提供が必要と考えております。

また、ワクチンによる医療被害が生じた場合には、救済制度も完備されておりますが、そういったことも含めて、実は最近国のほうでは、こういった子宮頸がんワクチンについては、なるべく早く結論を出したいと、担当大臣が表明されております。

そういった動きがあるものと期待しておりますので、今まで足りなかった部分、特に情報の提供、あるいはリスク、あるいはデメリットをどのように考えるかといった部分の、十分な対応を踏まえた上で、町としても基本的には推進して参りたいと考えてございます。以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

陰山丈夫議員。

○14番(陰山丈夫議員) 9月の1日ですけど、たまたま31日、前の日に、この一般質問を提出したのに、こういうのが載ったんです。次の日、子宮頸がん。

これ、先ほど町長が話されたことだと思いますけど、これの新聞ですと、早めに結論出したいということなんですけど、子宮頸がんリスクの低下を示す研究結果などが報告されたが、日本での接種率は低いということです。

そこで、私、今空白期間がある方についてですけど、この方たちが、結局恩恵を受けてないわけです。ですから、その方たちに対してキャッチアップをする考えはないかどうかということです。

それは、全ての方が、先ほどありましたけど、ワクチン日本では強制的ではありませんので、あくまでも本人の選択ですから、ただその選択をするのに、正確な判断ができるような資料、そういったのやはり提示しない限りはできないです。

ですから、そういったものを含めて、ひとつ、これからの若い方、特に、女性の頸がん、これが発生が30歳から以上なんです。そうすると子育ての期間なんです。大体平均すると。子供が5歳、6歳、あるいは小学生に入った頃、中学生になった頃、お母さんが子宮頸がんになって、苦しい生活に陥ってしまうという方が多いんです。子宮頸がんの場合は。

ですから、アメリカではマザー何とか、キラーとかいうんですか、そういうふうに言われてるとかっていってます。

ぜひ三春で住んでいる若い方が、先ほども言いましたけど、不幸な目に遭わないように、ひとつご配慮を頂ければと思って、質問をこれで終わりますけど、答弁をお願いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 お答えいたします。

もたもたしている間に、空白期間が生じてしまう人の救済対応ということでもあります。具体的には、中学1年生から高1までです。その方の年代がちょうどそれに該当いたします。判断に迷われると思います。個別の対応含めまして、そういった方の不安に応えられるような対応いたしていきたいというのは、最初の答弁で申し上げました。

今後もそういった方向で、空白期間の解消に努めていくと、国、県からの情報を取り寄せながら、様々な措置、新たに生まれるであろう措置も含めまして、そういった空白期間

にちょうど当たる年代のお子さんたちの救済措置、これは町のほうで、今後引き続き検討を進めて参ります。

以上です。

すみません。高校1年生までは、いいんですが、小学校6年生から対象年齢となります。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

陰山丈夫議員。

○14番(陰山丈夫議員) ちょっとお尋ねしようと思っていたのを忘れまして、一つ、要するにこのことについて、町で、今コロナ禍なものですから、人を集めるのはあれなんでしょうけど、これから先、例えば、パンフレットを送るだけじゃなくて、会場を設けて、こういうふうなことで接種すると、こういう効果が得られますよと、だけどころか被害も発生するかもしれませんよという、そういう分かりやすい説明を対象者に、やはりするべきじゃないかなと思うんです。

こういうふうに悩まれる、いいんだけども、ちょっと不安だというものがあるわけですから、そこはやはりもっと対象者に接していただければと思っています。

その辺についてどうでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 今回、対象者には、先ほど説明いたしましたとおり、リーフレットなどを送付させていただくこととなっております。その機会に併せて、さらにそういった、今、ご提言頂きましたけども、そういった分かりやすい部分も併せて検討して、十分に情報が伝わるように、努力して参ります。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 質問なしと認めます。

以上で14番議員の質問を終わります。

○議長 8番三瓶文博議員、質問席に登壇願います。

三瓶文博議員、第1の質問を許します。

○8番(三瓶文博議員) 議長のお許しを頂きましたので、2点についてご質問したいと思えます。

まず、1点目でございますけれども、住宅政策についてお尋ねをいたします。

令和2年度の事務報告を見ると、新築棟数88棟と報告されております。令和元年84棟、平成30年107棟と推移しております。建て替えも含まれていますが、令和2年度においては、四合田の宅地造成地の好評な売行きが大きく貢献していると思われま。

人口減少に歯止めをかける重要な施策の一つは、定住促進であると考えております。そのためには、教育、子育て支援やインフラの整備はもとより、宅地を購入する40歳未満の若手層の人たちが、購入可能な価格設定も重要な要素だと考えております。

そこで、2点、まず、新たな宅地造成について、町はどのような計画を持っているのか。

計画があるのであれば、その宅地の価格設定について、町はどのようにお考えしているのか、お尋ねします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 第1の質問にお答えいたします。

住宅政策について、宅地造成に係る2点の質問になるかと思いますが、併せて答弁をさせていただきます。新たな宅地造成については、前年度、議会からの申入れにおいてもご指摘をいただいております、検討を進めているところであります。

具体的な検討状況についてですが、平沢四合田住宅団地の分譲が好調であった要因を立地場所と購入しやすい価格の設定であったものと考えております。こうした条件を整えられることが、新たな宅地造成にも必要であると考えております。

条件を整えるためには、町有地であることが前提となりますが、町有地については、活用が見込めるものが非常に限られており、町有地の場所や規模などを踏まえ、どの用地がどういった用地として活用されることが最適なのか、検討を進めているところでございます。

今後、ある程度の考え方を整理した上で、改めて、議会の皆様と協議をさせていただければと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

また、住宅政策については、宅地造成に係る検討と併せ、新築住宅取得に係る奨励金の交付事業や空き家改修に係る補助、空き家情報の提供に係る事業などを行っており、移住・定住に向けた人口減少対策として、総合的に実施していきたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

三瓶文博議員。

○8番(三瓶文博議員) ただ今の答弁の中で、町有地に限定しなくちゃいけないというのが、前提であるというふうな答弁でありましたけれども、町有地で残っているもの、例えば、仮置き場の跡であったり、いろいろ視察もしましたけど、なかなか難しいと思うんです。環境が整わない。そういった部分があると思うんです。

これはちょっと極端なあれなんですけども、違う市町村でもって、例えば土地代がゼロだとか、上下水道完備、11の子育てがあって、子育ての項目が8つぐらいありまして、ランドセルの進呈とか、そんなことまでやっている事例がございます。

これは、市町村、それぞれ抱える環境が違いますので、一概にそれを真似たからいいっていうものではございませんけれども、三春の場合は、四合田見たら分かるように、条件が整えば、確実にニーズができたんだということなんです。24世帯増えたと、四合田で、これ大変にすばらしいことだと思うんです。

こういったことを踏まえて、土地の買収による造成も、これからの三春町の将来、そういったものを考えるときに、必要な施策だと思うんですけれども、いかがお考えかお聞かせください。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 町有地にこだわらず、土地をある意味仕入れて、それを販売してはどうかというご提言であります。

どのくらいの値段で調達できるかというところが、核心部分になろうかと思えます。そういったことも踏まえまして、先ほど申し上げたとおり、様々な手だてを考えた上で、改めて議会の皆さんと協議をさせていただければと考えてございます。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

三瓶文博議員。

○8番(三瓶文博議員) あと、答弁の中で、住宅について最後ですけども、移住・定住に向けた人口減少対策というふうなもの答えておられました。

町は今年、移住計画の計画を、移住ポータルサイト計画、これは地域おこし協力隊ですか、空き家利活用とか、あと町営住宅貸出事業、お試し事業、こういったことも計画なさって、総合的にやってらっしゃるんですけども、コロナでどうしてもこれを積極的に進めることは、多分難しいんだと思うんです。

大変もどかしさを感じてらっしゃると思うんですけども、ですから、今進められること、これは結果が出たわけでございますので、こういった部分にスピーディーな対応が必要だと思うんですけども、その辺の部分ではどのようにお考えか、お聞かせください。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 お答えいたします。

議員お質しのとおり、様々な、例えば地域おこし協力隊、あるいはお試し住宅、今コロナで正直止まっておりますが、今後コロナについては、状況を見ながら、できるものは実行していくというのが基本的なスタンスで考えてございます。

先ほど申し上げました、地域おこし協力隊あるいはお試し住宅の準備はある程度進んでおりますので、そういったコロナの状況を踏まえながら、予定では若干遅れておりますが、その遅れを取り戻すべく実施して参りたいと考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 質問なしと認めます。

第2の質問を許します。

○8番(三瓶文博議員) それでは、2つ目の質問をさせていただきます。

滝桜国指定天然記念物100周年に向けてでございます。

我が町の誇りであります日本三大桜に数えられる滝桜は、大正11年10月12日に桜の木としては、初めて国の天然記念物に指定された名木であります。

皇居宮殿の正殿松の間杉戸絵、名前桜という橋本明治画伯が描かれたものらしいです。また、赤坂サカス赤坂Bizタワーの壁画四季樹木図は、千住博画伯が描かれたもの。これは両方とも滝桜をモデルに描かれたことでも知られています。

何といたっても三春の観光の目玉である滝桜が、令和4年に指定100周年を迎えるわけです。この100周年の記念の年は、滝桜を一層PRするチャンスであります。記念事業として、記念婚姻届出、滝桜のデザインの写真による三春独自の原付のナンバープレート、そしてステッカーなど、様々なことが考えられますが、町としては、この100周年記念に向けてどのような計画を持っているのか、お聞かせください。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

佐藤副町長。

○副町長 第2のご質問にお答えいたします。

議員のお質しのとおり、滝桜につきましては三春町のシンボルでありますので、令和4年の天然記念物指定100年を、改めて三春町をPRする好機と捉え、様々な形で事業を

展開して参りたいと考えております。

現時点で決定しております計画につきましては、「まほら」ニューイヤーコンサート2022日本フィルハーモニー交響楽団公演について、三春滝桜天然記念物指定100年記念事業と冠して開催いたします。その他の計画につきましても、民間事業者等と協議を行いながら、年間を通して記念事業やイベント等の事業実施に、全庁一丸となって取り組んで参りたいと考えております。

なお、記念グッズ製作等につきましても、併せて検討して参ります。

○議長 質問があればこれを許します。

三瓶文博議員。

○8番(三瓶文博君) ただいまの答弁の中に、民間事業者との協議というふうなことがありましたけれども、どのような協議を考えているのか、お聞かせ願えますか。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐藤副町長。

○副町長 滝桜の100周年の記念事業ですが、こちらのほうは非常に大きなPR効果が期待されます。

そのほかにも、経済の活性化というのも狙いの一つになるのかなと思っておりまして、民間事業者の方にもいろいろアイデアを頂きながら、例えばお土産の新しいものをつくったりとか、あるいは共通したステッカーで統一的に事業展開するとか、行政だけではなく、民間の方にもいろいろアイデアをもらって、大きな波及効果を狙いたいと考えております。

以上になります。

○議長 質問があればこれを許します。

三瓶文博議員。

○8番(三瓶文博君) 今、三春町は、先ほど同僚議員が触れましたけれども、オリンピックで大変な成績を2人の選手が残されて、テレビ、新聞、こういったもので、がんがんPRができています。これ大変大きなPRだと思うんです。

こういった部分にも100周年、こういったものを一緒にタイアップをしながら、なかなかPRが結構、我々は滝桜を非常に日本の最高のものだと思っているんですけども、ほかにいってでもなかなかそう分からない方も結構いらっしゃるんです。まだまだPR不足ということを感じられております。

先ほど、私ちょっと提案しましたけれども、婚姻届、各市町村、郡山市をはじめ、福島市も、自由なデザインが使えるというふうなことあって、そういったことを取り組んでるということもあるんです。

こういったものも、滝桜に特化したものであれば、三春独自の部分ですばらしいものだと思うんです。

また、原付のナンバープレート触れましたけれども、今、棚倉町で写真によるプレートというのが、今回初めてだと思うんですが、今、16市町村ございます、取り組むんですけど、そういったものを大変郷土の愛着を深めるとともに、外への情報発信が非常に効果があるというようなことがありますので、ぜひそういったものも、新しい取組みにしてほしいなという思いであります。

そういったことを踏まえて、記念物、具体的には出されてませんが、何か、今の段階で、考えられることがあれば、お聞かせください。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐藤副町長。

○副町長 ご質問にお答えいたします。

例えば、一関の和紙を利用した御桜印の作成だったりとか、あと、議員ご指摘のとおり、ナンバープレート、それから婚姻届だったりとか、そのほかにも、例えば車に貼るようなステッカーだったりとか、いろいろ検討はしております。

どういったものが効果が高いのか、検討しながら、進めていきたいと考えております。以上であります。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 質問なしと認めます。

以上で、8番議員の質問を終わります。

…………… 散 会 宣 言 ……………

○議長 以上で、本日の日程は全て終了しましたので、散会します。ご苦勞様でした。

(散会 午後0時1分)

令和3年9月14日（火曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 本田 忠 良	2番 橋 本 善 次	3番 井 上 聡
4番 新 田 信 二	5番 山 崎 ふじ子	6番 鈴 木 利 一
7番 佐 藤 一 八	8番 三 瓶 文 博	9番 松 村 妙 子
10番 篠 崎 聡	11番 佐久間 正 俊	12番 橋 本 善一郎
13番 影 山 常 光	14番 陰 山 丈 夫	15番 影 山 初 吉
16番 佐 藤 弘		

2 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局 長	永山 晋	書記	橋本 和宜
		書記	林 有希奈

3 地方自治法第 121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	坂 本 浩 之
副 町 長	佐 藤 知 憲

総 務 課 長	宮 本 久 功	財 務 課 長	菊 田 誠 子
企 画 政 策 課 長	渡 辺 淳	住 民 課 長	遠 藤 信 行
税 務 会 計 課 長	荒 井 公 秀	保 健 福 祉 課 長	佐久間 美代子
子 育 て 支 援 課 長	影 山 清 夫	産 業 課 長	嶋 原 健 二
建 設 課 長	新 野 恭 朗	企 業 局 長	大 内 広 三
教 育 長	添 田 直 彦	教 育 次 長 兼 教 育 課 長	本 間 徹
生 涯 学 習 課 長	藤 井 康		

農 業 委 員 会 会 長	松 崎 正 夫
---------------	---------

代 表 監 査 委 員	鈴 木 輝 夫
-------------	---------

4 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和3年9月14日（火曜日） 午後2時00分開議

- 第1 諸般の報告
 - 第2 付託陳情事件の委員長報告並びに審議
 - 第3 付託議案の委員長報告並びに質疑
 - 第4 議案の審議
- 議案第41号 財産の無償譲渡について
議案第42号 三春町旧庁舎解体工事請負契約について
議案第43号 三春町個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第44号 三春町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第45号 田村広域行政組合規約の変更について

- 議案第 46 号 令和 3 年度三春町一般会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 47 号 令和 3 年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 48 号 令和 3 年度三春町病院事業会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 49 号 令和 2 年度三春町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 議案第 50 号 令和 2 年度三春町宅地造成事業会計剰余金の処分について
- 同意第 2 号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 認定第 1 号 令和 2 年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 号 令和 2 年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3 号 令和 2 年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 4 号 令和 2 年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5 号 令和 2 年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6 号 令和 2 年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7 号 令和 2 年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8 号 令和 2 年度三春町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 9 号 令和 2 年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 10 号 令和 2 年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について

《議員提出議案》

発議第 10 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について

5 会議次第は次のとおりである。

（開議 午後 2 時 00 分）

…………… 開議宣言 ……………

○議長 ご苦労様です。

携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに設定していただきますよう、お願いいたします。

ただ今出席している議員は 16 名であります。したがって、地方自治法第 113 条に規定する定足数に達しており、会議は成立しました。

ただ今から本日の会議を開きます。

それでは、脱衣を許します。

…………… 諸般の報告 ……………

○議長 日程第 1、諸般の報告をします。地方自治法第 121 条第 1 項の規定に基づき、本日の執行側からの出席者は、掲載してある届出の写しのとおりであり、議場の席次については、掲載してある議場席次図のとおりであります。

…………… 付託陳情事件の委員長報告並びに審議 ……………

○議長 日程第 2 により付託陳情事件の委員長報告並びに審議を行います。

付託陳情事件の委員長報告を求めます。

陳情事件第 8 号「人道的見地から、沖縄防衛局による『沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画』の断念を国に要請することを求める陳情」について

総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長 総務常任委員会が本会議において付託を受けた陳情事件について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、審査については、9月7日第1委員会室において開会いたしました。

陳情第8号 人道的見地から、沖縄防衛局による「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を国に要請することを求める陳情書

陳情者 三春町字清水55

埋め立て用土砂採取計画断念を求める三春町民有志

代表 大河原さき

武藤 類子

本陳情は、次の事項を内容とする意見書の提出を求めるものであります。

陳情事項

- 1 悲惨な沖縄戦の戦没者の遺骨が混入した土砂を埋め立てに使用しないこと。
- 2 日本で唯一、住民を巻き込んだ苛烈な地上戦があった沖縄の事情に鑑み、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」により、日本政府が主体となって戦没者遺骨収集を実施すること。

以上について、総務課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、本陳情については、審査するうえでの情報が少ないこと、正確な情報を精査して審査すべきとのことから、継続審査にすべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 ただ今の委員長報告に質疑があれば、これを許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

以上で陳情第8号の質疑を終結します。

○議長 これより陳情第8号の討論を行います。

○議長 討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

以上で陳情第8号の討論を終結します。

これより、陳情第8号について採決します。

○議長 お諮りします。本陳情はただ今の委員長報告のとおり、継続とすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、陳情第8号は委員長報告のとおり、継続とすることに決定しました。

……………付託議案の委員長報告並びに質疑……………

○議長 日程第3により、付託議案の委員長報告並びに質疑を行います。

付託議案の委員長報告を求めます。

総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長 総務常任委員会が本会議において付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は9月3日に日程設定を行い、9月6日、7日、8日、9日、10日、13日

及び14日の8日間、第1委員会室において開会し、9月10日には現地調査も行いました。

議案第41号 財産の無償譲渡について

財務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第42号 三春町旧庁舎解体工事請負契約について

財務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第43号 三春町個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について

総務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第46号 令和3年度三春町一般会計補正予算（第2号）について

財務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号 令和2年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について

総務課長、財務課長、企画政策課長及び税務会計課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第6号 令和2年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について

企画政策課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 ただ今の委員長報告に質疑があれば、これを許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

以上で総務常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

○議長 経済建設常任委員会委員長。

○経済建設常任委員長 経済建設常任委員会が本会議において付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は9月3日に日程設定を行い、9月6日、7日、8日、10日、13日及び14日の7日間、第4委員会室において開会し、9月10日には現地調査も行いました。

議案第45号 田村広域行政組合規約の変更について

企業局長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第46号 令和3年度三春町一般会計補正予算（第2号）について

建設課長及び産業課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、三春の里田園生活館リニューアル工事代理施行業務委託について、1点目「当初の予算計上にあたっては、事業費について関係機関と早期からの協議を行い、適正な事業費の把握に努め、十二分に精査し計上すること」、2点目「補正予算計上に際しては、議会へのすみやかな情報提供を行うこと」の意見を付して、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第49号 令和2年度三春町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議案第50号 令和2年度三春町宅地造成事業会計剰余金の処分について

以上2案について、企業局長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第 1号 令和2年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について

建設課長及び産業課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第 6号 令和2年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について

産業課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第 8号 令和2年度三春町水道事業会計歳入歳出決算認定について

認定第 9号 令和2年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について

認定第10号 令和2年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について

以上3案について、企業局長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長 ただ今の委員長報告に質疑があれば、これを許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

以上で経済建設常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

○議長 文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員長 文教厚生常任委員会が本会議において付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は、9月3日に日程設定を行い、9月6日、7日、8日、9日、13日及び14日の7日間、第3委員会室及び2階大会議室において開会いたしました。

議案第44号 三春町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第47号 令和3年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

以上2案について、住民課長の出席を求め、詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第46号 令和3年度三春町一般会計補正予算（第2号）について

教育課長、住民課長、保健福祉課長、生涯学習課長及び子育て支援課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第48号 令和3年度三春町病院事業会計補正予算（第2号）について

保健福祉課長等の出席を求め、詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第 1号 令和2年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について

教育課長、住民課長、保健福祉課長、生涯学習課長及び子育て支援課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第 2号 令和2年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 3号 令和2年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 5号 令和2年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について

以上3案について、住民課長の出席を求め、詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしまし

た結果、全員一致、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第 4号 令和2年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 7号 令和2年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について

以上2案について、保健福祉課長等の出席を求め、詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第 6号 令和2年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について

教育課長、住民課長及び子育て支援課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長 ただ今の委員長報告に質疑があれば、これを許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

以上で文教厚生常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

○議長 なお、議員提出議案発議第10号、同意第2号、諮問第1号の3案件につきましては、委員会に付託せず、全員協議会で審査を行いましたので申し添えます。

……………・議案の審議……………

○議長 日程第4により、議案の審議を行います。

議案第41号「財産の無償譲渡について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第41号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第42号「三春町旧庁舎解体工事請負契約について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第42号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第43号「三春町個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第43号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第44号「三春町手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第44号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第45号「田村広域行政組合格約の変更について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第45号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第46号「令和3年度三春町一般会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第46号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第47号「令和3年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第47号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第48号「令和3年度三春町病院事業会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第48号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第49号「令和2年度三春町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第49号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第50号「令和2年度三春町宅地造成事業会計剰余金の処分について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第50号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

同意第2号「教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

○議長 お諮りします。本案は、人事案件でありますので、討論を省略して採決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

これより、同意第2号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり菊池和裕氏を教育委員会委員に任命することについて、同意することに決定しました。

菊池和裕氏の出席を求めていますので、議場への入場を許します。

(菊池和裕氏議場へ入場)

○議長 菊池和裕氏より、ここでご挨拶をいただきます。

○菊池和裕氏 教育委員担当となります、沢石から参りました菊池和裕と申します。

三春町の教育のために、私自身微力ではございますが、精一杯務めていきたいと考えております。今後ともよろしくお願い申し上げます。

(菊池和裕氏退場)

○議長 諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて」を議題とします。

○議長 お諮りします。本案は、人事案件でありますので、討論を省略して採決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより、諮問第1号を採決します。

本案は、適任ということで、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり渡邊絹子氏を人権擁護委員候補者として推薦することについて、適任という意見を付することに決定しました。

○議長 認定第1号「令和2年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、認定第1号を採決します。

本案は、原案のとおり認定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり認定されました。

認定第2号「令和2年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、認定第2号を採決します。

本案は、原案のとおり認定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり認定されました。

認定第3号「令和2年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、認定第3号を採決します。

本案は、原案のとおり認定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり認定されました。

認定第4号「令和2年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、認定第4号を採決します。

本案は、原案のとおり認定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり認定されました。

認定第5号「令和2年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、認定第5号を採決します。

本案は、原案のとおり認定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり認定されました。

認定第6号「令和2年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、認定第6号を採決します。

本案は、原案のとおり認定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり認定されました。

認定第7号「令和2年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、認定第7号を採決します。

本案は、原案のとおり認定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり認定されました。

認定第8号「令和2年度三春町水道事業会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、認定第8号を採決します。

本案は、原案のとおり認定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり認定されました。

認定第9号「令和2年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、認定第9号を採決します。

本案は、原案のとおり認定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり認定されました。

認定第10号「令和2年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、認定第10号を採決します。

本案は、原案のとおり認定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり認定されました。

発議第10号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方財源の充実を求める意見書の提出について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、発議第10号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

……………町長挨拶……………

○議長 本定例会 9 月会議に付された事件はすべて終了しました。

ここで町長より発言があれば、これを許します。

坂本町長。

○町長 ただ今は全議案可決いただきましてまことにありがとうございました。

会議の中でいただきましたご意見につきましては、厳粛に受け止め、より正確な事務処理に努めて参ります。

さて、コロナワクチン接種が進む中、日本各地では感染防止の基本対策は万全にしつつ、経済の回復を図るための取組みが始まっております。

三春町においても、こういった出口戦略に向き合いながら、継続事業及び今年度を実施を予定している各種事業をしっかりと遂行し、停滞感を払拭しながら、将来に希望の持てるまちづくりを進めて参りたいと思います。

引き続き、議会並びに議員各位のご指導・ご鞭撻をお願い申し上げます。最後になりますが、気温が安定しない日々が続いております。どうぞ、健康に留意されますようお願い申し上げ、閉会にあたっての挨拶といたします。お疲れ様でした。

……………散会宣言……………

○議長 これをもって、令和 3 年三春町議会定例会 9 月会議を散会します。ご苦勞様でした。

(閉会 午後 2 時 3 5 分)

上記、会議の経過を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

令和 3 年 9 月 1 4 日

福島県田村郡三春町議会

議 長 佐 藤 弘

署 名 議 員 新 田 信 二

署 名 議 員 山 崎 ふ じ 子

議案審議結果一覧表

議案番号	件名	採決	議決の状況
議案第41号	財産の無償譲渡について	全員	原案可決
議案第42号	三春町旧庁舎解体工事請負契約について	全員	原案可決
議案第43号	三春町個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について	全員	原案可決
議案第44号	三春町手数料条例の一部を改正する条例の制定について	全員	原案可決
議案第45号	田村広域行政組合格約の変更について	全員	原案可決
議案第46号	令和3年度三春町一般会計補正予算(第2号)について	全員	原案可決
議案第47号	令和3年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について	全員	原案可決
議案第48号	令和3年度三春町病院事業会計補正予算(第2号)について	全員	原案可決
議案第49号	令和2年度三春町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	全員	原案可決
議案第50号	令和2年度三春町宅地造成事業会計剰余金の処分について	全員	原案可決
同意第2号	教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	全員	同意
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	全員	適任
認定第1号	令和2年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について	全員	認定
認定第2号	令和2年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	全員	認定
認定第3号	令和2年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	全員	認定
認定第4号	令和2年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	全員	認定
認定第5号	令和2年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について	全員	認定
認定第6号	令和2年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について	全員	認定
認定第7号	令和2年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について	全員	認定
認定第8号	令和2年度三春町水道事業会計歳入歳出決算認定について	全員	認定
認定第9号	令和2年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について	全員	認定
認定第10号	令和2年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について	全員	認定
発議第10号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について	全員	原案可決

